

農業会議だより

第23号（平成24年4月）

発行：佐賀県農業会議

《主な内容》

1. 第83回農業会議通常総会を開催
2. 市町農業委員会会長研修会を開催
3. 「人・農地プランの作成」農地集積対策
4. 武雄市農業委員会の紹介
5. 平成24年度農の雇用事業の募集
6. 平成24年度春の農作業安全運動

1. 第83回農業会議通常総会を開催

3月28日、佐賀市において農業会議第83回通常総会を開催しました。

総会では、平成24年度事業計画及び収支予算などすべての議案が承認されました。

平成24年度の事業計画は、

T P P 交渉への参加問題、農業委員会組織・制度に関する見直し論議など大きく変貌する情勢に対処し、農業委員会系統組織として農業・農村の活性化に積極的に取り組むこととされました。主な活動内容は、次のとおりです。

- 農業者や地域の声を農政へ反映するための農政活動
- 農業・農村の情勢の変化に対処した国の施策等の情報提供活動
- 「農地制度実施円滑化事業」の実施による農地法等各種法令業務の適確な推進
- 「農業者年金業務」の実施による農業者年金制度の普及定着
- 「農の雇用事業」の活用などによる多様な担い手の確保・育成
- 「農業経営継承（ファームオン）事業」を活用した円滑な経営継承の支援
- 新規就農者等を支援するための新規就農相談活動
- 「耕作放棄地対策」や「担い手育成対策」などの関連事業の実施
- 「農業法人協会」、「稲作経営者会議」、「女性農業委員の会」など各組織の活動支援



総会で平成24年度事業計画等を決定

2. 市町農業委員会会長研修会を開催

第83回通常総会終了後に全国農業会議所事務局長の柚木茂夫氏を講師に招き「市町農業委員会会長研修会」を開催しました。

概要は次のとおりです。

(1) 農林水産関係予算の概要

○ 予算額は東日本大震災復興特別会計と第4次補正追加額を含め、対前年比9.7%増の2兆4,914億円。

予算編成の特徴は次のとおり

- ① 食と農林漁業の再生のための予算を集中展開
- ② 「日本再生重点化措置」関係は戸別所得補償制度の安定的な実施と災害防止対策の実施に重点配分
- ③ 行政刷新会議「提言型政策仕分け」等の評価結果を踏まえた予算の見直し
- ④ 東日本大震災復興の観点から農業・水産業の経営展開に向けた予算措置

○ 新規就農・農地集積に関する施策として、地域農業のあるべき方向や地域の中心となる経営体等を定めた「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」に織り込むことにより、原則45歳未満の新規就農者を対象に年間150万円を給付する青年就農給付金、農地集積の推進として経営転換協力金と分散錯圃解消協力金の交付などを措置。

(2) 規制・制度改革の動き

行政刷新会議「規制・制度改革に関する分科会」（2012.1.27）の農業分野での重点検証項目の候補として、次の4項目を俎上。

- ① 農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施
- ② 農業生産法人の要件の更なる緩和
- ③ 農業委員会のあり方の見直し
- ④ 新規農協設立の弾力化

(3) 第2幕に突入したTPP問題

① 野田総理記者会見（H23.11.11）

「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る・・・」

② 衆・参農林水産委員会（H23.12.6、2.8）における「TPP交渉参加に向けた関係国との協議に関する決議」の決定

「交渉参加に向けた関係国との協議は、国益を最大限に実現するため、政府一体となって慎重に行うこと。その際、国益を損なうことが明らかになった場合、政府は交渉参加の見送りも含め厳しい判断をもって臨むこと。」

③ 政府と全国農業会議所の T P P 交渉について意見交換 (H24.3.8)

④ T P P 交渉 8 カ国 (米国を除く) との事前協議での主な情報

- ・ 関税撤廃の扱いは、90～95%の品目の関税を即時撤廃し残る関税も7年以内に段階的に撤廃すべきの意見が多数。
- ・ 重要品目の扱いは、例外なき関税撤廃を実現し、重要品目への対応として7～10年の段階的な撤廃を行うことが基本的な原則として合意されている」など。

⑤ T P P を慎重に考える会が国際会議・シンポジウムを開催 (H24.3.12)

(4) 農地の確保・有効利用の取り組みの強化

- ・ 遊休農地の発生防止・解消と担い手への農地利用集積の促進
- ・ 相続税等納税猶予の適用農地の管理の徹底
- ・ 「地域の農地と担い手を守り活かす運動」の推進

3 . 新規就農・農地集積関係佐賀県説明会が開催(2月号の続き)

農林水産省の主催により平成24年1月30日に小城市で開催された「新規就農・農地集積関係佐賀県説明会」の概要を2回に分けて掲載しています。今回は農地集積対策関係です。

【農地集積対策について】

人・農地プラン(地域農業マスタープラン)を定めた市町において、そのプランを実現するために、農地集積協力が交付される。

出し手に対する支援：経営転換協助力金

受け手に対する支援：分散錯圃解消協助力金

【経営転換協助力金】

★交付対象者

地域の中心となる経営体への農地集積に協力する農地の所有者で農業者戸別所得補償制度の加入者または加入要件を満たす見込み者であること。

① 土地利用型農業から経営転換する農業者

- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人(相続をされる者)

※ 遊休農地の保有者は、原則、経営転換協力金の交付を受けられない。

★交付対象者が行うべき要件

- ① 土地利用型農業から経営転換する場合

農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に、土地利用型作物を栽培する全ての自作地(他の農業者に利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地を除く)を白紙委任する必要がある。

- ② リタイアする農業者・農地の相続人の場合

農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に自留地(10a未満の農地)を除く全ての自作地(他の農業者に利用権を設定している農地又は農作業を委託している農地除く)を白紙委任する必要がある。

※留意事項

- ・委任期間は10年以上で委任の内容は6年以上の農地の貸付け(農作業委託を含む)相手方を選定すること。(ブロックローテーション取り組みの場合は計画期間で可)
- ・農地利用集積円滑化団体及び農地保有合理化法人は、市街化区域内の農地の委任は受けない。

- 地域要件

白紙委任の対象となった農地全てについて、地域の中心となる経営体に農地集積を行うことについて、その経営体を含めた合意形成がなされていること。

★交付単価

- ① 農林水産省・県から市町等への配分金額

白紙委任面積	0.5ha以下	0.5ha超2.0ha以下	2.0ha超
配分金額	30万円／戸	50万円／戸	70万円／戸

- ② 市町等から交付対象者への交付金額

市町等への配分金額の範囲内で市町等が単価を決定して交付。

- ③ 市町特認

市町等への配分金額と交付申請者への配分金額の差額は、市町等が農地の集積又は分散錯圃の解消に必要と認める事業に用いることができる。

【分散錯圃解消協力金】

★交付対象者

- ① 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地の所有者
 - ② 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地を借りて耕作していた農業者
- ※ いずれも農業者戸別所得補償制度の加入者または加入要件を満たす見込み者であると。

★交付要件

- ① 地域の中心となる経営体の経営耕地に隣接する農地について、白紙委任すること。
 - ・相手先は農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人
 - ・委任期間は10年間以上
 - ・委任内容は6年以上農地貸付け(農作業委託を含む)の相手方を選定すること
- ② 白紙委任した農地について、地域の中心となる経営体が引き受けを内諾していること。

★交付の対象とならない者・農地

- ・経営転換協力金の交付を受けた者は、分散錯圃解消協力金の交付を受けられない。

★交付単価

- ① 農林水産省→県→市町を通じ、5千円/10a
- ② 市町から交付対象者への交付金額
市町等への配分金額の範囲内で市町等が単価を決定して交付

○規模拡大加算の見直し

★面的集積要件の見直し内容

人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体への農地の集積範囲が定められた場合には、その範囲内で利用権が設定されれば、規模拡大加算の面的集積要件を満たすこととする。

※ 現行は、2筆以上の農地がまとまりを構成しているか、地域農業再生協議会が特に認める場合。

4. 武雄市農業委員会の紹介

①武雄市の農業の概要

武雄市は平成18年3月に、旧武雄市（武雄町・橘町・朝日町・武内町・若木町・東川登町・西川登町）、旧山内町及び旧北方町が合併して誕生しました。

本市の農業は3つに分類されます。武雄・橘・朝日・北方の六角川平坦地は土地利用型の農業、若木・武内・山内の北部山麓地帯は畜産と水田の複合型農業、東川登・西川登の神六山麓地帯は茶園やミカン等の樹園地と水田の複合型農業となっております。

基幹作物である、米、麦、大豆を中心に、キュウリ、イチゴ、チンゲン菜等の施設園芸、中山間丘陵地を活かした、お茶やミカン、畜産との複合経営が展開されています。

②武雄市農業委員会の概要

当委員会(会長・中島昇)は、選挙委員30名、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区からの推薦委員3名及び市議会推薦4名(うち女性委員2名)で構成されています。



武雄市農業委員の皆さん

③農業委員会の主な取り組み

当委員会の主な活動は、定例総会における農地法に基づく農地の権利移動や転用許可申請に関する議案の審議をはじめ、農地利用状況調査、農業者年金の加入推進を行っています。



定例総会で議案の審議

毎年、事業計画の一つとして農地パトロールの実施要領を作成し、適切かつスムーズに地域での巡回等を展開しています。農地パトロールは主に遊休農地の実態把握と解消推進、農地の無断転用の防止、農地法の許可（届出）案件の履行情況の調査・確認、農地の有効利用に向けた関係者への啓発・普及等を目的に取り組んでいます。

④中島会長のコメント

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、米価の下落や輸入拡大による農産物の価格低迷による農家所得の減少、TPP問題など非常に厳しい状況にあります。

このような状況のもと農業者の代表として、かけがえのない農地を守り、担い手の確保に努め、力強い農業づくりを進めるため、農村現場が抱える課題の解決に、「行政と農業者とのかけ橋」という組織理念のもと、農業施策の推進、直面する諸課題に積極的に取り組み、活力ある地域農業の構築を目指して努力してまいります。

5. 平成24年度「農の雇用事業」募集の内容

佐賀県農業会議は全国農業会議所の委託を受け、農業法人や認定農業者が従業員を新たに雇用して、農業技術など研修を行う場合に、研修費用の一部を助成する「農の雇用事業」の参加者を募集しています。平成24年度は4回（1回目は終了）募集します。

◇ 事業内容

研修生1人当たり年間最大120万円を助成

- 内訳 ①新規就業者に対する研修費（月額上限9万7千円）
②指導者の技能向上のための研修費（月額上限3千円）

◇ 募集・研修の期間

- 第2回目：募集期間（平成24年4月2日～5月15日）
研修助成期間（平成24年7月～25年6月）
研修生の採用日（平成23年10月15日～24年5月15日）
- 第3回目：募集期間（平成24年8月1日～9月14日）
研修助成期間（平成24年11月～25年10月）
研修生の採用日（平成24年2月1日～24年9月14日）
- 第4回目：募集期間（平成24年11月1日～12月14日）
研修助成期間（平成25年2月～26年1月）
研修生の採用日（平成24年5月1日～24年12月14日）

（注）助成期間の2年目は、平成25年度予算で措置される予定です。

◇ 事業参加に当たっての主な要件〈問い合わせは農業会議まで〉

- ①雇用保険、労災保険に加入すること
- ②本事業と期間が重複する他の公的助成を受けていないこと
- ③税務署に給与支払い事務所等の開設届けを提出すること
- ④新規就業者(研修生)が農業法人等の代表の3親等以内でないこと(労働者性が認められる場合を除く)
- ⑤1週間の所定労働時間が35時間以上であること
- ⑥研修生は農業経験5年以内で、雇用期間の定めのない正規の従業員として雇用契約を締結していること
- ⑦研修生が過去に当該農業法人等の正規の従業員ではなかったこと

（注）3回目以降の募集では、要件が変更になる可能性があります。

6. 平成24年度 春の農作業安全運動

佐賀県及び県農林業機械化協会等は、麦の収穫・乾燥調製、水田の耕起・代かき、田植えなどの農作業が集中する春の農繁期における農作業事故を未然に防止するため、県内全域で「春の農作業安全運動」を展開しています。

～ 農作業事故に十分に注意しましょう～

地域みんなで目指そう農作業事故ゼロ！

～危険予測で安全確保～

ただ今、「春の農作業安全運動」実施中

運動期間：5/1～6/30

〔農業機械の作業で特に注意すべき事項〕

- 県内でトラクター等の転倒、転落による死亡事故が発生しています。道路の路肩やほ場の出入口、傾斜地でのトラクター等の転倒、転落に十分注意しましょう。
(万一の場合に備えて、安全キャブ・フレームを装着しましょう！)
- トラクター等で道路を走行する時には、反射板や低速車マークを取りつけ、後方から追突されないよう十分注意しましょう。
- 作業を始める前には、農機具の取扱説明書の確認や整備点検を行い、安全な運転操作に努めましょう。
- 機械の修理・点検や稲わら等を除去する時などは、必ずエンジンを停止させましょう。
- 機械に衣服などが巻き込まれないよう、作業に適した服装で作業しましょう。

〔農業機械以外の作業で特に注意すべき事項〕

- 脚立やはしご等を使って作業する場合は、落下や転倒をしないよう、足場に十分注意しましょう。

〔農業機械、その他作業に共通して注意すべき事項〕

- 適度な休憩をとり、ゆとりをもって作業しましょう。

7. 平成22年度・23年度農業者年金加入推進状況

本年度は、平成22年度から展開している「10万人早期突破・新規加入者底上げ3カ年計画」の最終年度となります。平成23年度は最終的には112名の目標に対して、104名の新規加入者を確保しました。特に11月～2月までの加入推進月間で大幅に加入者が増加しました。

平成24年度は3カ年計画の最終年度であるため、各市町で目標を達成できるよう、加入対象者名簿の整備、加入推進重点対象者の選定、加入推進活動計画の策定を早期に実施し、地区別加入推進班の整備、戸別訪問の実施など計画的、積極的に加入推進活動をお願いします。

市町名	3カ年の加入目標	22年度加入者数	23年度加入者数	2カ年の計		24年度目標人数
				加入者数	3カ年の目標に対する達成率%	
佐賀市	54	10	25	35	64.8	19
神埼市	10	3	3	6	60.0	4
吉野ヶ里町	3	0	1	1	33.3	2
鳥栖市	3	0	0	0	0.0	3
基山町	3	0	0	0	0.0	3
上峰町	3	0	1	1	33.3	2
みやき町	6	2	2	4	66.7	2
多久市	6	2	3	5	83.3	1
小城市	18	8	18	26	144.4	(8)
唐津市	88	14	21	35	39.8	53
玄海町	10	2	2	4	40.0	6
伊万里市	25	5	2	7	28.0	18
有田町	3	2	0	2	66.7	1
武雄市	10	1	2	3	30.0	7
大町町	3	1	1	2	66.7	1
江北町	5	2	3	5	100.0	0
白石町	42	21	17	38	90.5	4
鹿島市	18	6	1	7	38.9	11
太良町	12	1	1	2	16.7	10
嬉野市	14	4	1	5	35.7	9
合計	336	84	104	188	56.0	148

8. 平成24年度全国農業新聞の普及推進

農業委員会系統組織の情報事業として、全国農業新聞の普及・推進に特段の取り組みをいただき心より感謝申し上げます。

3月28日に開催した第83回農業会議通常総会で、「全国農業新聞」の3カ年普及目標を決定しました。本年度の普及目標2,255部の達成に向けて、「農業委員1人・1部純増」の取り組みをお願いします。

普及推進のための見本紙やチラシ、タオル、ボールペンを準備しております。農業委員会を通じご連絡いただければ、必要分を農業委員会にお届けいたしますのでご活用ください。

市町名	農業委員数	24年 3月部数	普及目標		
			25年 3月部数	26年 3月部数	27年 3月部数
佐賀市	44	261	305	349	377
神埼市	36	102	138	174	197
吉野ヶ里町	20	72	92	112	125
鳥栖市	22	49	71	93	107
基山町	13	29	42	55	63
上峰町	10	22	32	42	48
みやき町	24	62	86	110	125
多久市	16	56	72	88	98
小城市	27	118	145	172	189
唐津市	37	205	242	279	303
玄海町	13	56	69	82	90
伊万里市	23	97	120	143	158
有田町	14	20	34	48	57
武雄市	34	100	134	168	190
大町町	10	31	41	51	57
江北町	13	76	89	102	110
白石町	37	77	114	151	175
鹿島市	20	89	109	129	142
太良町	14	45	59	73	82
嬉野市	26	81	107	133	150
農業会議	—	154	165	175	185
合計	453	1,802	2,255	2,708	3,000

9. 常任会議員会議結果（平成24年3月～4月）

1. 議事

農地法第4条第3項及び第5条第3項の規定による佐賀県知事等からの諮問案件について審議した結果、下記のとおり「許可相当」として意見答申することに決定しました。

〈1〉第379回（3月28日）

・第4条関係：29件、58,584㎡ 第5条関係：45件、29,076㎡

〈2〉第380回（4月27日）

・第4条関係：21件、27,038㎡ 第5条関係：33件、20,924㎡

2. 報告事項等

【3月】

- (1) 農業者等との意見交換会の結果概要について
- (2) その他

【4月】

- (1) 平成24年度全国農業委員会会長大会の開催について
=持続可能な力強い農業の実現と農村の再生に向けて=
- (2) 戸別所得補償経営安定推進事業(人・農地プラン)について
- (3) 農業者年金について
- (4) その他

今後の行事予定

- ・ 5月17日 農業委員会会長・事務局長会議(佐賀市内)
- ・ 5月21日 農業者年金農業委員会・JA担当者会議、研修会(佐賀市内)
- ・ 5月25日 農業委員会職員協議会第49回総会・研修会(佐賀市内)
- ・ 5月31日 全国農業委員会会長大会(東京都)
- ・ ～6月1日
- ・ 6月27日 女性農業委員研修会(佐賀市内)
- ・ 7月10日 農業委員研修会(小城市内)